

上牧町まちづくり基本条例策定委員会 <vol.1>

まちづくり基本条例は、住民のみなさんと町が協働で行うまちづくりの基本的なルールを定めるための条例です。「自治体の憲法」とも呼ばれていて、この条例を定めることにより、安全で安心して暮らせる町を作るための仕組みを整えることとなります。

▼委員に委嘱状交付、正副委員長が選任されました

去る10月14日、役場3階委員会室におきまして、第1回上牧町まちづくり基本条例策定委員会を開きました。議事に先立ち、次の方々へ町長から委嘱状が交付されました。

- 委員長……遠山健太郎
- 副委員長……小林三紘
- 委員……足立和己、井尻常正、小田博茂、柄沢昌子、木村俊彦、小谷洋子、田島典子、西田久美子、畑中禰一、藤村安則、山中恭子、山原正幸、三浦詔俊、梶野洋子、川人真理子、松下洋子、辻 敏子、芳倉利次、東 充洋、中川幾郎

<委員会の構成>

一般公募委員14名、各種団体代表委員5名、議会選出委員2名、学識経験委員兼アドバイザー1名

(※委員については平成23年2月1日現在)



▼基調講演「上牧町自治基本条例が意味するもの—分権型自治体改革へ—」



第2回策定委員会では、学識経験者中川幾郎先生(帝塚山大学大学院法政研究科教授)の基調講演を拝聴しました。講演では、自治基本条例とは何か、なぜ今自治基本条例が必要なのか、その重要性や具体的な策定方法、またご自身が経験した体験談などを分かりやすく説明していただきました。

- <講義内容>
- 自治基本条例制定の意義
 - 自治基本条例を必要とする時代背景
 - 自治基本条例に関わる幾つかの重要概念を通して
 - 改めて「自治」づくりを考える
 - 日本型地域社会再生シナリオ
 - 総合住民自治協議会がつくる「まちづくり計画」の中身は？

▼上牧町の現状等について意見交換を行いました

第3～5回策定委員会では、上牧町の現状等について意見交換を行い、委員のみなさんから熱意あふれる意見が出されました。

<主な意見>

- ・自治会会員が減少している、今後どのようにして自治会を活性化させていくか課題である。
- ・議会についての情報が少ない。もっと広く周知すべきである。
- ・行政と議会の二本柱による運営が制度疲労を起こしている。第三の柱として住民の参画を求めた新たなまちづくりのしくみに作り替える必要がある。
- ・町が財政難のため早期健全化団体に陥ったこと、土地開発公社などの問題について、議会や住民の監視機能を高めて行かなければならない。
- ・住民も行政にまかせっきりになるのではなく、町の現状を知ろうとすべきであり、積極的に情報公開を求めるべきである。



▼まちづくり基本条例策定委員会は公開します

この委員会はどなたでも傍聴できますので、ぜひご参加ください。開催日程につきましては、広報かんまきや町ホームページでご確認ください。また、委員会議事録につきましても、役場まちづくり推進課、図書館、各大字の公民館等(25ヶ所)、町ホームページでご覧になれます。